

2017年度  
関西学院大学ロースクール  
B日程

一般入試（法学既修者）  
特別入試（夜間社会人）

商 法 問 題

《9:30～11:30》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

## 【商 法 問 題】

次の文章を読んで、[設問 1] および [設問 2] に答えなさい。解答に際しては、根拠条文を必ず明示すること。

甲株式会社（以下「甲会社」という）は、不動産の販売・賃貸・仲介等を目的とする公開会社（種類株式発行会社ではない）であり、A および B が代表取締役、C および D が代表権のない取締役に就任している。A は、自らが甲会社を代表して、甲会社との間で、甲会社所有の時価 3 0 0 0 万円の不動産を 2 0 0 0 万円で A 自身が買い受ける契約を締結し（以下「本件売買契約」という）、これを 3 0 0 0 万円で事情を何も知らない P に売却した。A は、本件売買契約の締結につき、甲会社取締役会の承認を得ていない。

後日、上記の事情を知った株主 X（甲会社の発行済株式の 1 0 % を 1 年以上保有）は、この A の行為に対して、株主としてどのように対応するべきかについて、弁護士 Q に相談した。Q 弁護士は、X に対して、①本件売買契約の無効を主張して、P から不動産を取り戻すのは困難であるから、A に対して損害賠償責任の追及をするべきであること、および②このような行為を行った A に、今後も取締役としての職務を行わせることは、甲会社の損失につながることから、早期に A を取締役から解任するべきであること、を助言した。

[設問 1] 上記 Q 弁護士の助言のうちの①について、A は甲会社に対してどのような責任を負うか。

[設問 2] 上記 Q 弁護士の助言のうちの②について、X が取締役の解任の訴えを提起するためにはどのような手続きが必要か。



## 2017年度 B日程入試 採点講評

### 1 出題趣旨

- ・ [設問1] は、取締役の利益相反取引にかかる会社に対する責任について問うものである。取締役が会社との間で自己または第三者のために直接取引を行う類型が対象とされていることから（会社 356 条 1 項 2 号、365 条 1 項）、当該行為により会社が損害を被った場合の当該取締役の責任（会社 423 条 1 項）について論じる必要がある。
- ・ [設問2] については、取締役の解任の手続を問うものである。取締役の解任については、会社法は解任の訴えという制度を設けているものの、その訴えを提起するためには満たすべき要件が存在することから、その点も合わせて指摘することが求められる。

### 2 解説・講評

- ・ [設問1] について。まず、本件取引が利益相反取引（直接取引）に該当することを、会社法 356 条 1 項 2 号の要件に当てはめて検討する必要がある。その上で、本件では取引に必要とされる取締役会の承認が存在しないため、A は取締役会の承認なくして利益相反取引を行っていることになることから、法令違反としての任務懈怠の責任を負う（会社 423 条 1 項）。さらに A については、会社法 423 条 3 項 2 号により任務懈怠が推定されるが（甲会社に損害が発生しているため）、法令違反の場合には、敢えて推定規定を使わずに任務懈怠を認定する方が学説上は一般的であると思われる。また、A は自己のために直接取引を行っているので、無過失責任を負うことになる点も指摘しなければならない（会社 428 条 1 項）。
- ・ [設問2] について。株主が取締役を解任する場合には、まず株主総会で取締役解任議案が否決されることが前提となる。その上で、取締役解任の訴えを提起することになる（会社 854 条 1 項）。この場合の株主の持株要件および出訴期間についても指摘できていることが必要である。
- ・ [設問1] について、利益相反取引について検討されていない答案も散見された。また、自己のための直接取引であることから無過失責任を負う旨が指摘されていた答案はほとんど見られなかった。利益相反取引については司法試験においても出題されていることから、しっかりと基礎的な点を学習しておくことが望まれる。
- ・ [設問2] については、取締役解任の訴えの条文（会社 854 条）を見つけ出すことができなかった答案も散見された。取締役の解任も司法試験で出題されているテ

マである。条文に示された要件および必要な判例は抑えておく必要がある。